

鳥栖市における公有地の拡大の推進に関する法律施行令第4条ただし書の規模を定める規則

公有地の拡大の推進に関する法律施行令(昭和47年政令第284号)第4条ただし書の規定により規則で定める規模は、本市の区域のうち都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第2項に規定する都市計画区域に限り、100平方メートルとする。

付則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。